○東海旅客鉄道株式会社ＩＣカード乗車券運送約款

（平成 18 年 10 月 20 日社通達第 122 号）

旅客及び荷物営業規程（平成２年10月１日社達第44号）第６条第14号の規定に基づき、ＩＣカード乗車券運送約款を次のように定める。

ＩＣカード乗車券運送約款

目　次

第１章　総則（第１条―第 17 条）
第２章　ＴＯＩＣＡ（第 18 条―第 31 条）
第３章　ＴＯＩＣＡ定期券（第 32 条―第 43 条）
第４章　ＩＣカード乗車券の相互利用（第 44 条―第 46 条）
第５章　ＴＯＩＣＡ乗車券の他社における発売（第 47 条―第 48 条）

第１章　総則

（この約款の目的）

第１条　この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、ＩＣカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下「ＩＣカード乗車券」といいます。）による当社線に係る旅客の運送並びにＴＯＩＣＡ乗車券等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

（適用範囲）

第２条　ＩＣカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びＴＯＩＣＡ乗車券等についてのサービス内容とご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、ＩＣカード乗車券をＥＸサービス運送約款（平成 20 年３月社通達第 73 号）第２条第１項第 13 号に定めるＥＸ－ＩＣカード等として使用する場合（以下「ＥＸ－ＩＣカード等としての使用」といいます。）については、ＥＸサービス運送約款の定めるところによります。

２　この約款が改定された場合、以後のＩＣカード乗車券による旅客の運送及びＴＯＩＣＡ乗車券等についてのサービス内容とご利用条件は、改定された約款の定めるところによります。

３　この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。

注）別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。

(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年４月東海旅客鉄道株式会社公告第１号。以下「旅客規則」といいます。）

(2) 東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年４月東海旅客鉄道株式会社公告第３号）
(3) 東海旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年４月東海旅客鉄道株式会社公告第６号。以下「身体障害者規則」といいます。）
(4) 東海旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則（昭和 62 年４月東海旅客鉄道株式会社公告第 11 号）
(5) 東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成３年 11 月東海旅客鉄道株式会社公告第 35 号。以下「知的障害者規則」といいます。）
(6) 東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年４月東海旅客鉄道株式会社公告第 12 号。以下「連絡規則」といいます。）
(7) 東海旅客鉄道株式会社ＩＣカード連絡運輸運送約款（平成 24 年４月東海旅客鉄道株式会社社通達第４号）
(8) ＥＸサービス運送約款（平成 20 年３月社通達第 73 号。以下「ＥＸ約款」といいます。）

４　前各項の定めにかかわらず、第３条第 10 号に規定するＳＦを使用した商品購入等については、ＴＯＩＣＡ電子マネー取扱約款（平成 21 年 12 月社通達第 66 号）の定めるところによります。

（用語の意義）

第３条　この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。
(2) 「ＴＯＩＣＡ乗車券」とは、第３号、第４号及び第６号から第８号までに定義する用語の総称です。
(3) 「ＴＯＩＣＡ」とは、ストアードフェアカードの機能のみをもつ当社が発売するＩＣカード乗車券及び第６号に定めるＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）をいいます。
(4) 「小児用ＴＯＩＣＡ」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、旅客規則第 73 条に規定する小児（以下「小児」といいます。）の記名人のご利用に供するＴＯＩＣＡ（第６号に定めるＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）を除きます。）をいいます。
(5) 「ＥＸ－ＩＣカード」とは、ＥＸ約款第２条第１項第９号に規定するものをいいます。
(6) 「ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）」とは、ストアードフェアカードの機能をもつＥＸ－ＩＣカードをいいます。
(7) 「ＴＯＩＣＡ定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び使用者の記名を行ったものであって、定期乗車券の機能のみ又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつ当社が発売するＩＣカード乗車券をいいます。

(8) 「小児用ＴＯＩＣＡ定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び使用者の記名を行ったものであって、小児の記名人のご利用に供するＴＯＩＣＡ定期券をいいます。

(9) 「自動改札機」とは、ＴＯＩＣＡ乗車券の改札を行う改札機をいいます。

(10) 「ＳＦ」とは、ストアードフェアカードの機能によりＴＯＩＣＡ乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

(11) 「チャージ」とは、ＴＯＩＣＡ乗車券に入金してＳＦを積み増しすることをいいます。

(12) 「デポジット」とは、ＩＣカードの利用権の代価として収受するものをいいます。

(13) 「乗車券類等」とは、ＴＯＩＣＡ乗車券用の自動券売機によりＳＦと引き換えに発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券、並びに当社が別に認めたものをいいます。

(14) 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）をいいます。

(15) 「新幹線停車駅」とは、東海道本線（新幹線）の特別急行列車の停車駅をいいます。

（契約の成立時期及び適用規定）

第４条　ＴＯＩＣＡ乗車券に関する契約の成立時期は、ＴＯＩＣＡ乗車券を購入したときとします。ただし、ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）に関する契約の成立時期は、当該ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）を発行したときとします。

２　個別の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。（ＴＯＩＣＡ定期券における定期乗車券部分を除きます。）また、第８条第３項の規定により乗車券類等との引換えに使用する場合には、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けたときとします。

３　前各項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。この場合、第８条第３項の規定により引き換えられた乗車券類等に係る取扱いは、旅客規則の定めによるものとします。

（約款等の変更）

第５条　この約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

（旅客の同意）

第６条　旅客は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

（利用エリア）

第７条　当社線におけるＴＯＩＣＡ乗車券の利用エリア（以下「利用エリア」といいます。）は別表第１に定める範囲とし、発着、経由とも利用エリアを越えてのご利用はできません。

２　前項の定めにかかわらず、当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）のうち別表第１の２に定める他社線であって当該別表に定める接続駅において乗り継ぐ場合に限って、当該他社線と利用エリアをまたがって乗車することができます。

（使用方法）

第８条　ＴＯＩＣＡ乗車券を用いて乗車するときは、同一のＴＯＩＣＡ乗車券により旅行開始駅及び旅行終了駅で自動改札機による改札を受けて入場及び出場しなければなりません。

２　前項の場合であって、別に定めるときは、利用エリア内の新幹線停車駅において、ＴＯＩＣＡ乗車券と旅客があらかじめ所持する新幹線の特別急行列車に有効な乗車券等を併用して使用することができます。

３　第１項の定めにかかわらず、ＴＯＩＣＡ乗車券（定期乗車券の機能のみを持つＴＯＩＣＡ定期券は除きます。）は、次の各号により使用することができます。

(1) ＴＯＩＣＡ乗車券用の自動券売機で、ＴＯＩＣＡ乗車券に記録されているＳＦと乗車券類等とを引き換えること

(2) 他の乗車券で旅行を開始し、当該乗車券の券面区間外まで乗車した場合に、ＴＯＩＣＡ乗車券用の自動精算機でＴＯＩＣＡ乗車券に記録されているＳＦにより精算すること（ＴＯＩＣＡ定期券の使用は、旅行を開始した乗車券の有効区間とＴＯＩＣＡ定期券の券面に表示された有効区間とが連続するときに限ります。）

(3) 他の乗車券で旅行を開始し、当該乗車券の券面区間外をＴＯＩＣＡ定期券により乗車（券面に表示された有効区間内に限ります。）した場合に、ＴＯＩＣＡ乗車券用の自動精算機でＴＯＩＣＡ定期券の定期乗車券機能を使用すること（旅行を開始した乗車券の有効区間とＴＯＩＣＡ定期券の券面に表示された有効区間とが連続するときに限ります。）

４　前項の場合であって、ＴＯＩＣＡ乗車券のＳＦ残額が引き換える乗車券類等の運賃・料金に相当する額又は精算額に相当する額に満たない場合は、別に現金を当該自動券売機又は当該自動精算機に投入することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができます。

５　前各項の場合、ＳＦは 10 円単位で旅客運賃等に充当します。

（発売箇所）

第９条　ＴＯＩＣＡ乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）は、ＥＸ約款第１条第３項第１号に掲げる会員規約等のうち、次の各号に掲げるもの（以下「ＥＸ－ＩＣサービス規約」といいます。）に基づき取り扱うものとします。

(1) ＪＲ東海ＥＸ－ＩＣサービス規約（ＪＲ東海エクスプレス・カード会員（個人会員／一般法人会員／特別法人会員用））

(2) ＪＲ東海ＥＸ－ＩＣサービス規約（ビジネス会員用）
(3) ＪＲ東海ＥＸ－ＩＣサービス規約（提携コーポレート会員用）
(4) ＪＲ東海ＥＸ－ＩＣサービス規約（コーポレート会員用）
(5) ＪＲ東海ＥＸ－ＩＣサービス規約（Ｅ予約専用会員用）

２　前項によるほか、第 47 条の規定により、他社がＴＯＩＣＡ乗車券の発売を行う場合、その発売箇所は他社が別に定めます。

（発売時間等）

第９条の２　ＴＯＩＣＡ乗車券の発売、チャージ、再発行及び払いもどし等を取り扱う時間は、当社が別に定めます。

（ご利用条件等）

第 10 条　１回の乗車につき、２枚以上のＴＯＩＣＡ乗車券を同時に使用することはできません。

２　入場時に使用したＴＯＩＣＡ乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該ＴＯＩＣＡ乗車券で再び入場することはできません。

３　次の各号の１に該当する場合には、ＴＯＩＣＡ乗車券は自動改札機で使用することができません。

(1) 出場時に、当該ＴＯＩＣＡ乗車券のＳＦ残額が、第 20 条又は第 33 条の規定により減額する運賃相当額、又は当該ＴＯＩＣＡ定期券のＳＦ残額が、第 35 条の２第２項の規定により減額する新幹線自由席特急料金相当額に満たないとき
(2) ＴＯＩＣＡ乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるＴＯＩＣＡ乗車券の内容の読み取りが不能となったとき
(3) 出場時に自動改札機によって普通旅客運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき

４　乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。

５　第８条第２項及び第３項の場合を除いて、他の乗車券と併用して使用することはできません。

６　第２条第１項に定めるＥＸ－ＩＣカード等としての使用及び第 35 条の２に定める場合を除き、ＴＯＩＣＡ乗車券を使用して新幹線の特別急行列車に乗車することはできません。

７　偽造、変造又は不正に作成されたＴＯＩＣＡ乗車券を使用することはできません。

（制限又は停止）

第 11 条　旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

(1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止
(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入出場方法又は乗車する列車等の制限

２　前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

３　本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

（ＩＣカードの所有権）

第 12 条　ＴＯＩＣＡ乗車券に使用するＩＣカードの所有権は、ＴＯＩＣＡ乗車券の発売箇所にかかわらず当社に帰属し、当社はＴＯＩＣＡ乗車券を発売するにあたり、ＩＣカードを旅客に貸与するものとします。

２　ＴＯＩＣＡ乗車券が不要となったとき若しくは第 14 条の規定により失効したとき又は旅客がＴＯＩＣＡ乗車券を使用する資格を失ったときは、旅客は当社が指定する駅にＩＣカードを返却しなければなりません。

３　当社の都合により、貸与したＩＣカードを予告なく交換することがあります。

４　前各項にかかわらず、ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）は、ＥＸ－ＩＣサービス規約に基づき取り扱うものとします。

（デポジット）

第 13 条　当社はＩＣカードを旅客に貸与する際に、デポジットとしてＩＣカード１枚につき 500 円を収受します。ただし、ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）を貸与する際には、デポジットを収受しません。

２　ＴＯＩＣＡ乗車券として貸与したＩＣカードを旅客が返却したときは、第 14 条、第 23 条、第 24 条又は第 36 条に定める場合を除き当社は前項に規定するデポジットを返却します。

３　デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

（ＴＯＩＣＡ乗車券の失効）

第 14 条　ＴＯＩＣＡ乗車券は、次の各号の１に該当する取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行われない場合には失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。

(1) 発売（ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）にあっては発行）

(2) ＩＣカードの交換

(3) チャージ

(4) ＳＦの減額

(5) ＴＯＩＣＡ定期券の払いもどし

(6) 再発行

(7) その他当社が別に定める取扱い

２　旅客は、前項により失効したＴＯＩＣＡ乗車券のＳＦの返却を請求することはできません。

（チャージ）

第 15 条　ＴＯＩＣＡ乗車券は、ＴＯＩＣＡ乗車券用の自動券売機、自動精算機、入金機又はＴＯＩＣＡ乗車券の発売窓口でチャージすることができます。

２　ＴＯＩＣＡ乗車券には、１枚当たりのＳＦ残額が 20,000 円を超えない範囲でチャージ

することができます。ただし、１回当たりのチャージ金額は、当社の指定する金額に限ります。

３　前各項によるほか、ＴＯＩＣＡ乗車券は、ＴＯＩＣＡ電子マネー取扱約款の規定により、チャージすることができます。

（ＳＦ残額の確認）

第 16 条　旅客は、ＴＯＩＣＡ乗車券のＳＦ残額をＴＯＩＣＡ乗車券用の自動券売機、自動精算機、入金機又は自動改札機（入出場する場合に限ります。）により確認することができます。

（ＳＦ利用履歴の確認）

第 17 条　旅客はＴＯＩＣＡ乗車券の利用履歴をＴＯＩＣＡ乗車券用の自動券売機、自動精算機又は入金機により次の各号に定めるとおり確認することができます。

(1) 利用履歴の内容は、ＳＦを使用して乗車し、精算し、又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱箇所又は運賃収受対象区間、取扱月日及び取扱後のＳＦ残額、チャージを行った場合の取扱月日及び取扱後のＳＦ残額、並びにＳＦを使用して商品購入等を行った場合の取扱月日及び取扱後のＳＦ残額とします。

(2) 利用履歴は、最近の利用履歴から 20 件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。ただし、入金機による利用履歴の表示は、10 件までとなります。

(3) 次の場合は利用履歴の確認はできません。

ア　出場処理がされていない利用履歴

イ　第８条第１項の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

ウ　26 週間を経過した利用履歴

第２章　ＴＯＩＣＡ

（ＴＯＩＣＡの発売額）

第 18 条　ＴＯＩＣＡの発売額は 2,000 円（デポジット 500 円を含む。）です。ただし、ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）は、ＥＸ－ＩＣサービス規約に基づき取り扱うものとします。

２　前項にかかわらず、別に定めるところにより、発売額を変更して発売することがあります。

（記念ＴＯＩＣＡの発売）

第 18 条の２　当社は、特別な図柄のＩＣカードを媒体としたＴＯＩＣＡ（以下「記念ＴＯＩＣＡ」といいます。）を発売することがあります。記念ＴＯＩＣＡの発売箇所及び発売枚数は、当社が別に定めます。

（小児用ＴＯＩＣＡの発売）

第 19 条　小児用ＴＯＩＣＡの購入の申し出があったときは、使用者の 12 歳の誕生日の前

日以降で最初の３月 31 日（誕生日が３月 31 日の場合は当該３月 31 日、４月１日の場合は前日の３月 31 日）までの間使用することができるＩＣカードを媒体として、小児用ＴＯＩＣＡを発売します。

２　旅客は小児用ＴＯＩＣＡの購入に際して、使用者の氏名、生年月日、性別を窓口で申告し、かつ公的証明書等の提示により申告内容を証明しなければなりません。

３　旅客は、小児用ＴＯＩＣＡに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを小児用ＴＯＩＣＡの発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、当社が別に定める申込書（以下「再発行等申込書」といいます。）を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用ＴＯＩＣＡの記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、当該小児用ＴＯＩＣＡの記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。

（ＴＯＩＣＡのＳＦの減額）

第 20 条　ＴＯＩＣＡを第８条第１項の規定により使用する場合、出場時にＴＯＩＣＡのＳＦから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用ＴＯＩＣＡにあっては小児の片道普通旅客運賃を、その他のＴＯＩＣＡにあっては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。

２　前項の規定により減額する片道普通旅客運賃は、利用エリア内において最も低廉となる運賃計算経路により計算します。

（券面表示事項が不明の小児用ＴＯＩＣＡ）

第 21 条　小児用ＴＯＩＣＡは、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

２　券面表示事項が不明となった小児用ＴＯＩＣＡは、これを小児用ＴＯＩＣＡを発売する駅に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

（券面表示事項が不明のＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き））

第 21 条の２　ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

２　券面表示事項が不明となったＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）を所持する旅客は、ＥＸ－ＩＣサービス規約に基づき、再発行の請求を行うことができます。この場合、当該ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）のＳＦ残額と同額のＳＦ残額をもつＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）の再発行の取扱いを行うことがあります。

（ＴＯＩＣＡの効力）

第 22 条　第８条第１項の規定により使用する場合のＴＯＩＣＡの効力は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 当該乗車区間において、片道１回の乗車に限り有効なものとします。この場合、利用可能人員は、小児用ＴＯＩＣＡにあっては、１枚をもって小児１人、その他のＴＯＩＣＡにあっては、１枚をもって大人１人に限るものとします。ただし、ＴＯＩＣＡ

（ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）及び小児用ＴＯＩＣＡを除きます。）から大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児１人が使用することができます。

(2) 前号の規定により乗車する場合で乗車経路が環状線１周とならないときは、利用エリア内に限りいずれの経路も乗車することができます。

(3) 小児用ＴＯＩＣＡは、小児の記名人のみが使用できます。

(4) ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）は、ＥＸ－ＩＣサービス規約に規定する記名式ＥＸ－ＩＣカードにおいては当該ＥＸ－ＩＣカードの表面に記載された記名人、非記名式ＥＸ－ＩＣカードにおいては会員が当該ＥＸ－ＩＣカードを使用させる者として指定した者（以下「記名人等」といいます。）に限り使用できます。

(5) 途中下車の取扱いはしません。

(6) 入場後は、当日に限り有効とします。

（ＴＯＩＣＡが無効となる場合）

第 23 条　ＴＯＩＣＡは、次の各号の１に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

(1) 第 10 条第５項の規定に違反して乗車した場合

(2) 第 10 条第６項の規定に違反して乗車した場合

(3) 旅行開始後のＴＯＩＣＡを他人から譲り受けて使用した場合

(4) 係員の承諾を得ないで利用エリア外の区間を乗車した場合

(5) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合

(6) その他不正乗車の手段として使用した場合

２　前項によるほか、小児用ＴＯＩＣＡにあっては、次の各号の１に該当する場合は、無効として回収します。

(1) 記名人以外の者が使用した場合

(2) 券面表示事項が不明となった小児用ＴＯＩＣＡを使用した場合

(3) 氏名・生年月日を偽って購入した小児用ＴＯＩＣＡを使用した場合

(4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

３　第１項によるほか、ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）にあっては、次の各号の１に該当する場合は、無効として回収します。

(1) 記名人等以外の者が使用した場合

(2) 券面表示事項が不明となったＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）を使用した場合

(3) 氏名を偽って発行したＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）を使用した場合

(4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

(5) ＥＸ－ＩＣサービス規約に違反して使用した場合

４　第１項第１号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。

５　偽造、変造又は不正に作成されたＴＯＩＣＡを使用した場合は、前各項の規定を準用します。

（ＴＯＩＣＡ不正使用未遂の場合の取扱方）

第 24 条　偽造、変造又は不正に作成されたＴＯＩＣＡを使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

２　前項に規定するほか、ＴＯＩＣＡを不正乗車の手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

３　前各項により無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。

（ＴＯＩＣＡ不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第 25 条　第 23 条第１項から第３項までの規定によりＴＯＩＣＡを無効として回収した場合（同条第５項において準用する場合を含みます。）は、旅客の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その２倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

２　前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 条の規定を準用して計算します。

（ＴＯＩＣＡの紛失再発行）

第 26 条　旅客は、ＴＯＩＣＡの盗難又は紛失等による再発行の請求をすることはできません。ただし、ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）は、ＥＸ－ＩＣサービス規約に基づき取り扱うものとします。

（当社の免責事項）

第 26 条の２　紛失したＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）の使用停止措置が完了するまでの間に当該ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）の払いもどしやＳＦの使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。

（ＴＯＩＣＡの障害再発行）

第 27 条　ＴＯＩＣＡの破損等によってＴＯＩＣＡの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該ＴＯＩＣＡのＳＦ残額と同額のＳＦ残額をもつＴＯＩＣＡの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）は、ＥＸ－ＩＣサービス規約に基づき取り扱うものとします。

２　前項に規定する取扱いは、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入し、当社が別に定めるＴＯＩＣＡ乗車券の払いもどしを行う箇所（以下「払いもどし取扱箇所」といいます。）に提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

（ＴＯＩＣＡの払いもどし）

第 28 条　旅客は、ＴＯＩＣＡが不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して当該ＴＯＩＣＡのＳＦ残額（10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額。以下本条において同じ。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料と

してＴＯＩＣＡ１枚につき 220 円を支払うものとします。ただし、小児用ＴＯＩＣＡを所持する旅客が 12 歳の誕生日の前日以降で最初の３月 31 日（誕生日が３月 31 日の場合は当該３月 31 日、４月１日の場合は前日の３月 31 日）を超え、小児用ＴＯＩＣＡを使用することができなくなったことにより、ＳＦ残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。

２　前項の規定により小児用ＴＯＩＣＡの払いもどしを請求する場合、旅客が、再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用ＴＯＩＣＡの記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。

３　第１項の規定によりＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）の払いもどしを請求する場合、旅客が、再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）の記名人等本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。なお、この場合、あらかじめストアードフェアカードの機能をもたないＥＸ－ＩＣカードの再発行手続き、又はＪＲ東海エクスプレス・カードの退会手続きが必要です。

４　第１項及び第２項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。

５　第２項及び第３項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該小児用ＴＯＩＣＡ又はＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）の記名人等の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

（同一駅で出場する場合のＴＯＩＣＡの取扱方）

第 29 条　旅客は、ＴＯＩＣＡを使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

２　旅客は、ＴＯＩＣＡを使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

（列車の運行不能の場合のＴＯＩＣＡの取扱方）

第 30 条　自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の１に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 発駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、発駅で出場される際にカードの発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、発駅から当該下車駅までの片道普通旅客運賃をＴＯＩＣＡのＳＦから減額します。

(2) 運行不能区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃を、旅行中止駅においてＴＯＩＣＡのＳＦから減額します。

（ＴＯＩＣＡ定期券への変更）

第 31 条　旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、ＴＯＩＣＡのＳＦ残額及びデポジットを引き継いでＴＯＩＣＡ定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、ＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）からＴＯＩＣＡ定期券への変更をすることはできません。

２　ＴＯＩＣＡからＴＯＩＣＡ定期券への変更の申し出があったときは、第 32 条第１項各号に定める定期乗車券を発売します。この場合、定期乗車券の当社線の経路及び区間は利用エリア内に限ります。

３　旅客は変更に際して使用者の氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を別表第３に定める定期乗車券・ＴＯＩＣＡ定期券購入申込書（以下「購入申込書」といいます。）に記載し、提出しなければなりません。

４　前各項により変更を行う場合は、ＩＣカードを交換して取り扱うことがあります。

注）記念ＴＯＩＣＡにあっては、通常の図柄のＩＣカードに交換して取り扱います。

第３章　ＴＯＩＣＡ定期券

（ＴＯＩＣＡ定期券の発売）

第 32 条　ＴＯＩＣＡ定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。

(1) 旅客規則第 35 条に定める通勤定期乗車券

(2) 連絡規則第 24 条に規定する通勤定期乗車券

(3) 旅客規則第 36 条に定める通学定期乗車券（同条第４項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）

(4) 連絡規則第 25 条に規定する通学定期乗車券（同条第４項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）

２　前項により発売する定期乗車券の当社線の経路及び区間は利用エリア内に限ります。また、前項第２号又は第４号により発売する定期乗車券は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち、名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの（ただし、身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。）及び愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるものに限ります。

３　小児用のＴＯＩＣＡ定期券の購入の申し出があったときは、使用者の 12 歳の誕生日の前日以降で最初の３月 31 日（誕生日が３月 31 日の場合は当該３月 31 日、４月１日の場合は前日の３月 31 日）までの間使用することができるＩＣカードを媒体として、小児用ＴＯＩＣＡ定期券を発売します。

４　前各項の規定にかかわらず、定期乗車券の機能をもつＥＸ－ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ機能付き）は発行しません。

５　旅客はＴＯＩＣＡ定期券の購入に際して使用者の氏名、生年月日、性別及びその他の

必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。なお、小児用ＴＯＩＣＡ定期券の購入に際しては、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日、性別を証明しなければなりません。

６　旅客は、ＴＯＩＣＡ定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これをＴＯＩＣＡ定期券の発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該ＴＯＩＣＡ定期券の記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、当該ＴＯＩＣＡ定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。

７　第１項及び第 31 条第２項の規定によりＴＯＩＣＡ定期券を発売する場合は、旅客規則第 37 条の規定を準用することがあります。

（ＴＯＩＣＡ定期券のＳＦの減額）

第 33 条　ＴＯＩＣＡ定期券の券面に表示された有効期間内に券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第 247 条に定める別途乗車として取り扱い、出場時にＴＯＩＣＡ定期券のＳＦから別途乗車区間の普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用ＴＯＩＣＡ定期券にあっては小児の片道普通旅客運賃を、その他のＴＯＩＣＡ定期券にあっては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。

２　前項の規定により減額する片道普通旅客運賃は、利用エリア内において最も低廉となる運賃計算経路により計算します。

３　第１項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、第 20 条の規定を準用することがあります。

４　ＴＯＩＣＡ定期券を券面に表示された有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は第 20 条の規定を準用します。

（券面表示事項が不明のＴＯＩＣＡ定期券）

第 34 条　ＴＯＩＣＡ定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

２　券面表示事項が不明となったＴＯＩＣＡ定期券は、これをＴＯＩＣＡ定期券を発売する駅に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

（ＴＯＩＣＡ定期券の効力）

第 35 条　ＴＯＩＣＡ定期券は、記名人のみが使用することができます。

２　第 15 条の規定によりＳＦをチャージしたＴＯＩＣＡ定期券にあっては、ＴＯＩＣＡ定期券の券面表示区間外又は券面に表示された有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、第 22 条の規定を準用して乗車することができます。ただし、同条第１号ただし書に規定する取扱いを除きます。

（ＴＯＩＣＡ定期券による新幹線乗車）

第 35 条の２　次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間に含むＴＯＩＣＡ定期券（定期

乗車券の機能のみを持つＴＯＩＣＡ定期券は除きます。）を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。この場合、旅客は、新幹線の特別急行列車に乗車する駅及び下車する駅において、片道１回乗車（２個以上の新幹線の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときを含みます。）する都度、専ら新幹線の特別急行列車に乗車又は下車する旅客の改札を行う自動改札機（新幹線以外の路線の列車と新幹線の特別急行列車を乗り継ぐ旅客の改札を行う自動改札機を含みます。以下「新幹線自動改札機」といいます。）による改札を受けなければなりません。

(1)	東海道本線三島・名古屋間の新幹線停車駅相互間	当該ＴＯＩＣＡ定期券の券面表示区間内の新幹線停車駅各駅相互間
(2)	東海道本線三島・富士間	東海道本線（新幹線）三島・新富士間
(3)	東海道本線富士・静岡間	東海道本線（新幹線）新富士・静岡間
(4)	東海道本線名古屋・岐阜間	東海道本線（新幹線）名古屋・岐阜羽島間

（注）券面表示区間内であっても、新幹線停車駅各駅相互間以外の区間においては、券面表示区間に連続する乗車券と併用しても、新幹線の特別急行列車には乗車できません。

２　前項の場合、新幹線の特別急行列車から下車した駅で、新幹線自動改札機による改札を受けたときに、ＴＯＩＣＡ定期券のＳＦから新幹線の特別急行列車に乗車した区間に対する別表第４に定める新幹線自由席特急料金を減額します。ただし、小児用ＴＯＩＣＡ定期券にあっては、新幹線の特別急行列車に乗車した区間に対する別表第４に定める新幹線自由席特急料金を折半し、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額を減額します。

３　第１項の定めにかかわらず、同項各号の左欄に掲げる区間を含むＴＯＩＣＡ定期券と、旅客規則第 57 条第１項第１号に定める自由席特急券又は特定特急券を所持する旅客は、当社が特に認めた場合に限り、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。

４　前各項の場合であって、新幹線以外の路線の急行列車と乗継ぎをするときであっても、旅客規則第 57 条の２に規定する乗継急行券は発売しません。

（ＴＯＩＣＡ定期券が無効となる場合）

第 36 条　ＴＯＩＣＡ定期券は、次の各号の１に該当する場合、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

(1) 第 10 条第５項の規定に違反して乗車した場合

(2) 第 10 条第６項の規定に違反して乗車した場合
(3) 第 35 条の２の規定に違反して乗車した場合
(4) 係員の承諾を得ないで利用エリア外の区間を乗車した場合
(5) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
(6) 記名人以外の者が使用した場合
(7) 券面表示事項が不明となったＴＯＩＣＡ定期券を使用した場合
(8) 使用資格・氏名・生年月日・区間又は通学の事実を偽って購入したＴＯＩＣＡ定期券を使用した場合
(9) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
(10) ＴＯＩＣＡ定期券により通学定期乗車券を使用する場合であって、旅客がその使用資格を失った後（旅客規則第 38 条の規定による割引の定期乗車券を購入した旅客が、割引適用資格を失ったときを含みます。）に使用した場合
(11) ＴＯＩＣＡ定期券により通学定期乗車券を使用する場合であって、旅客が旅客規則第 170 条の規定による証明書を携帯していない場合
(12) その他不正乗車の手段として使用した場合

２　前項第１号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。

３　偽造、変造又は不正に作成されたＴＯＩＣＡ定期券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

４　偽造、変造若しくは不正に作成されたＴＯＩＣＡ定期券を使用しようとした場合、又はＴＯＩＣＡ定期券を不正乗車の手段として使用しようとした場合は、第 24 条の規定を準用します。

（ＴＯＩＣＡ定期券不正使用等に対する旅客運賃・増運賃及び料金・増料金の収受等）

第 37 条　前条第１項の規定により、ＴＯＩＣＡ定期券を無効として回収した場合（同条第３項において準用する場合を含みます。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその２倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

(1) 前条第１項第１号に該当する場合であって併用した乗車券が定期乗車券の場合、又は同条同項第６号から第 10 号までに該当する場合

旅客規則第 265 条第１項第１号を準用して計算した普通旅客運賃及び不正使用を発見したときの実際乗車区間（券面表示区間を除きます。）の普通旅客運賃

(2) 前条第１項第１号に該当する場合であって併用した乗車券が普通回数乗車券の場合

旅客規則第 265 条第１項第２号を準用して計算した普通旅客運賃

(3) 前条第１項第１号に該当する場合であって併用した乗車券が普通乗車券の場合、又は同条同項第２号から第５号、第 11 号若しくは第 12 号に該当する場合

旅客規則第 265 条第１項第３号を準用して計算した普通旅客運賃

２　前項の規定によるほか、前条第１項第２号又は第３号に該当する場合は、当該旅客の新幹線の特別急行列車に乗車した区間に対する旅客規則第 125 条第１項第１号イに定め

る自由席特急料金又は特定特急料金とその２倍に相当する額の増料金とをあわせて収受します。

３　前条第３項により無効として回収した場合であってＴＯＩＣＡ定期券に記録されたデータの変造、偽造を伴う場合は、当該データの内容をもって券面表示内容として取り扱うことがあります。

（ＴＯＩＣＡ定期券の紛失再発行）

第 38 条　ＴＯＩＣＡ定期券の記名人が当該ＴＯＩＣＡ定期券を紛失した場合で､再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したＴＯＩＣＡ定期券（ＳＦ残額がある場合は当該ＳＦを含みます。）の使用停止措置を行い、その翌日から起算して 30 日以内に再発行を行います。

(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該ＴＯＩＣＡ定期券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。

(3) 再発行を行う前にＴＯＩＣＡ定期券の処理を行う機器に対して当該ＴＯＩＣＡ定期券の使用停止措置が完了していること。

２　前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するＴＯＩＣＡ定期券１枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で収受します。

３　当該ＴＯＩＣＡ定期券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできません。

４　第１項及び第２項の取扱いを行った後に、紛失したＴＯＩＣＡ定期券を発見した場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したＴＯＩＣＡ定期券とともに再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

５　第１項及び前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該ＴＯＩＣＡ定期券の記名人の代理人に対し、当該各項に規定する取扱いを行うことがあります。

（当社の免責事項）

第 39 条　紛失したＴＯＩＣＡ定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該ＴＯＩＣＡ定期券の払いもどしやＳＦの使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。

（ＴＯＩＣＡ定期券の障害再発行）

第 40 条　ＴＯＩＣＡ定期券の破損等によってＴＯＩＣＡ定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該ＴＯＩＣＡ定期券と同一の定期乗車券機能及び同額のＳＦ残額をもつＴＯＩＣＡ定期券の再発行の取扱いを行うことがあります。

２　前項に規定する取扱いは、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

（ＴＯＩＣＡ定期券の払いもどし）

第 41 条　旅客は、ＴＯＩＣＡ定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該ＴＯＩＣＡ定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。ただし、別に定めるところにより、当該ＴＯＩＣＡ定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

(1) 券面に表示された有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及びＳＦ残額（10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額。以下本条において同じ。）を払いもどします。

(2) 券面に表示された有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第 277 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及びＳＦ残額を払いもどします。

(3) 前各号により取り扱う場合は、手数料としてＴＯＩＣＡ定期券１枚につき 220 円を収受します。

(4) 前各号の規定により払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。

２　ＴＯＩＣＡ定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、前項に定めるＴＯＩＣＡ定期券の払いもどし及びＳＦ残額とデポジットを引き継いだＴＯＩＣＡの交付を請求することができます。この場合、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にＳＦ残額とデポジットを引き継いだＴＯＩＣＡを交付するときは、前項第３号に定める手数料の収受は行いません。

３　ＴＯＩＣＡ定期券のＳＦ残額のみの払いもどしを請求することはできません。

４　前各項にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にＴＯＩＣＡ定期券の払いもどしの請求があった場合は、第 28 条を準用します。ただし、第 28 条の規定にかかわらず、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該ＴＯＩＣＡ定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、請求できるものとします。この場合、別に定めるところにより、当該ＴＯＩＣＡ定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

（同一駅で再度出場する場合のＴＯＩＣＡ定期券の取扱方）

第 42 条　旅客は、ＴＯＩＣＡ定期券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間（券面に表示された有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。）の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

２　旅客が券面表示区間外の駅で、又は券面に表示された有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において、ＴＯＩＣＡ定期券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、第29条第２項の規定に準じて取り扱います。

（列車の運行不能の場合のＴＯＩＣＡ定期券の取扱方）

第 43 条　券面表示が有効期間内のＴＯＩＣＡ定期券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第282条に定める定期乗車券の取扱いによるほか、ＳＦをチャージしたＴＯＩＣＡ定期券を所持し券面表示区間外を乗車する場合又は券面に表示された有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第 30 条の規定に準じて取り扱います。

２　前項の場合であって、旅客が第35条の２の規定により新幹線に乗車し、当該新幹線の列車が運行不能となったときは、次の各号の１に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 新幹線に乗車した駅までの新幹線による無賃送還

この場合、第 35 条の２第２項に規定する新幹線自由席特急料金は収受しません。また、無賃送還後、新幹線に乗車した駅でカードの新幹線自由席特急料金に係る発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で新幹線から下車した場合は、新幹線による無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、新幹線に乗車した駅から当該下車駅までの第 35 条の２第２項に規定する新幹線自由席特急料金をＴＯＩＣＡ定期券のＳＦから減額します。

(2) 運行不能区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が新幹線によらないで別途に旅行を希望する場合は、新幹線に乗車した駅から新幹線による旅行を中止した駅までの第 35 条の２第２項に規定する新幹線自由席特急料金を、当該旅行中止駅においてＴＯＩＣＡ定期券のＳＦから減額します。

（新幹線の列車の遅延の場合の取扱方）

第43条の２　旅客規則第289条第２項第３号に準じ、第35条の２第１項の規定により新幹線に乗車した場合、当該新幹線の列車が到着時刻に２時間以上遅延した場合は、同条第２項に規定する新幹線自由席特急料金は収受しません。

第４章　ＩＣカード乗車券の相互利用

（他社線でのＴＯＩＣＡ乗車券による乗車等の取扱方）

第44条　第７条第１項の規定にかかわらず、別表第５に掲げる他社線内において、ＴＯＩＣＡ乗車券による乗車等の取扱いを行います。

（他社線内における取扱い）

第45条　他社線内におけるＴＯＩＣＡ乗車券による乗車等の取扱いについては、当該他社

の定めるところによります。

２　前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、ＴＯＩＣＡ乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供する場合があります。

（利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合等の使用方法）

第45条の２　利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合の使用方法は、第８条第１項の規定を準用し、接続駅の自動改札機により、利用エリアと他社線それぞれの入場及び出場に必要な改札を受けなければなりません。ただし、第７条第２項の規定により乗車する場合を除きます。

２　当社及び他社が共同で使用する駅（以下「共同使用駅」といいます。）で入場又は出場する場合で、他社線に乗車するときは、当該駅の自動改札機により、他社線の入場又は出場に必要な改札を受けなければなりません。ただし、別表第１の２に定める接続駅を除きます。

（利用エリアと他社線をまたがって乗車する場合等のＳＦの減額）

第45条の３　第７条第２項の規定により乗車する場合は、出場駅において、第20条又は第 33 条の規定による当社の普通旅客運賃と当該他社の定める普通旅客運賃との合算額をＴＯＩＣＡ乗車券のＳＦから減額します。なお、この場合であって、旅客が他社線を通過し、前後の当社線にまたがって乗車するときの当社線の運賃は、前後の区間それぞれの運賃の合算額となります。

２　ＴＯＩＣＡ乗車券により、次の各号に定める方法で乗車する場合は、当該各号に定める運賃をＴＯＩＣＡ乗車券のＳＦから減額します。

(1) 利用エリアと他社線をまたがって乗車する場合で、乗車区間の入場駅と出場駅が当社線となるときは、両駅間の経路に他社線を含む場合であっても、全乗車区間について当社線を利用するときの第20条又は第33条の規定による当社の普通旅客運賃

(2) 前号に該当しない場合で、岡崎駅において別表第１の２に定める他社線の乗車に必要な改札を受けることなく利用エリアと当該他社線をまたがって乗車するとき又は当該他社線に乗車するときは、当社線の高蔵寺駅を経由するときの第20条又は第33条の規定による当社の普通旅客運賃と当該他社の定める普通旅客運賃との合算額

（ＴＯＩＣＡ乗車券以外のＩＣカード乗車券による乗車等の取扱方）

第46条　ＴＯＩＣＡ乗車券以外のＩＣカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。

(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行したＫｉｔａｃａ乗車券及びＫｉｔａｃａ定期乗車券

(2) 株式会社パスモが発行したＰＡＳＭＯ及びＰＡＳＭＯ　ＰＡＳＳＰＯＲＴ

(3) 東日本旅客鉄道株式会社が発行したＳｕｉｃａ乗車券、Ｓｕｉｃａ定期乗車券及びＷｅｌｃｏｍｅ　Ｓｕｉｃａ乗車券

(4) 東京モノレール株式会社が発行したモノレールＳｕｉｃａ乗車券及びモノレールＳ

ｕｉｃａ定期乗車券

(5) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行したりんかいＳｕｉｃａ乗車券及びりんかいＳｕｉｃａ定期乗車券

(6) 株式会社名古屋交通開発機構が発行したマナカ

(7) 株式会社エムアイシーが発行した manaca

(8) 株式会社スルッとＫＡＮＳＡＩが発行したＰｉＴａＰａカード及び地方公共団体等乗車証付ＩＣ乗車券

(9) 西日本旅客鉄道株式会社が発売したＩＣＯＣＡ及びＩＣＯＣＡ定期券

(10) 福岡市交通管理事業者が発行するＩＣカード

(11) 株式会社ニモカが発行した nimoca カード

(12) 九州旅客鉄道株式会社が発行したＳＵＧＯＣＡ乗車券及びＳＵＧＯＣＡ定期券

2　前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるＩＣカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃等に割引を適用するＩＣカード乗車券は、当社線内において乗車等の取扱いを行いません。

3　第１項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第４条から第８条まで、第 10 条、第 11 条、第 15 条から第 17 条まで、第 20 条、第 21 条第１項、第 22 条から第 26 条まで、第 29 条、第 30 条、第 33 条、第 34 条第１項、第 35 条、第 36 条、第 37 条第１項、第 39 条、第 42 条、第 43 条第１項、第 45 条の２及び第 45 条の３の規定を準用します。ただし、第 17 条に規定するＳＦ利用履歴の確認にあっては、当社内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。

4　前項の場合、ＴＯＩＣＡ乗車券以外の定期乗車券機能をもつＩＣカード乗車券については「ＴＯＩＣＡ定期券」の規定を、ストアードフェアカードの機能のみをもつＩＣカード乗車券については「ＴＯＩＣＡ」の規定を準用するものとします。

5　前項の規定にかかわらず、ＴＯＩＣＡ乗車券以外のストアードフェアカードの機能のみをもつ記名人式のＩＣカード乗車券については、第 35 条第１項、第 36 条第１項第６号から第９号まで及び第 39 条の規定を準用します。

6　第３項の規定にかかわらず、第１項第２号及び第３号に規定するＩＣカード乗車券のうち携帯電話機等を媒体としたものについては、第８条第３項、同条第４項、第 15 条及び第 17 条の規定は準用しません。

7　第３項の規定にかかわらず、第１項第２号に規定するＰＡＳＭＯ　ＰＡＳＳＰＯＲＴ及び第１項第３号に規定するＷｅｌｃｏｍｅ　Ｓｕｉｃａ乗車券（以下「訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券」といいます。）については、第 21 条第１項、第 22 条第１項第３号及び第 23 条第２項の規定は準用せず、以下のとおり取り扱うこととします。

(1) 別に定める場合を除き、訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券を利用する際は、利用者は有効期間や旅客の区分（大人又は小児）等のカード情報を記した帳票（以下「レファレンスペーパー」といいます。）を携帯し、係員の請求があったときは提示し

なければならないものとします。

(2) 小児用の訪日外国人旅行者等向けＩＣカード乗車券を利用する際は、前号で定めるレファレンスペーパーに加えて、利用者が小児であることを確認できるパスポート等の公的証明書を携帯し、係員の請求があったときは提示しなければならないものとします。

第５章　ＴＯＩＣＡ乗車券の他社における発売

（ＴＯＩＣＡ乗車券を発売する他社）

第 47 条　ＴＯＩＣＡ乗車券は、別表第６に定める他社において発売等を行うことがあります。

２　他社におけるＴＯＩＣＡ乗車券の発売や払いもどし等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

（他社において発売するＴＯＩＣＡ定期券に係る当社における取扱い）

第 48 条　前条第１項の定めにより、他社において発売したＴＯＩＣＡ定期券については、当社では原則として次の各号に定める取扱いができません。

(1) 第 32 条第６項に定める記名人の氏名等の変更

(2) 第 34 条第２項に定める再印字

(3) 第 38 条に定める紛失再発行（ただし、同条第１項に定める使用停止措置及び同条第４項に定めるデポジットの返却を除く）

(4) 第 40 条に定める障害再発行（ただし、これに係る使用停止措置を除く）

(5) 第 41 条に定める払いもどし

別表第１（第７条第１項）　利用エリア

線区名	区間
東海道本線	函南・醒ケ井間
御殿場線	下曽我・沼津間
身延線	富士・西富士宮間
飯田線	豊橋・豊川間
武豊線	大府・武豊間
中央本線	中津川・金山間
太多線	多治見・美濃太田間
高山本線	岐阜・美濃太田間
関西本線	名古屋・亀山間

（注）新幹線は利用できません。ただし、第 35 条の２に定める場合を除きます。

別表第１の２（第７条第２項）　ＴＯＩＣＡ乗車券により利用エリアにまたがって乗車することができる他社線とその接続駅

他社線	区間	当社線との接続駅
愛知環状鉄道株式会社線	岡崎・高蔵寺間	高蔵寺

別表第２　削除

別表第３（第 31 条）　定期乗車券・ＴＯＩＣＡ定期券購入申込書

定期乗車券･TOICA定期券購入申込書

※お手持ちのTOICA又はTOICA定期券がある場合は、あわせてご提出ください。
※初めてTOICA定期券をご購入の際は、デポジット(預かり金)500円が必要です。
※フレックス、フレックスパルはTOICA定期券でのご購入はできません。

ＴＯＩＣＡ定期券を希望	する・しない

お名前 ※お名前は、漢字とカタカナの両方を記入して下さい。
カナ
男女
様　才

ご利用区間	駅　　駅間 (　　経由)		
使用開始日	年　月　日	有効期間	1・3・6 箇月
種　類	通勤･通学･グリーン･フレックス･フレックスパル･山手線均一		新　規・継　続

※TOICA定期券を希望されないお客様は、★の欄の記入は不要です。

★生年月日	明･大･昭･平･西暦　　年　月　日	支払方法	現金・クレジットカード
電話番号	－　　－	★定期券有効期間外における カード残額の利用	可・否　「可」→乗車区間の運賃を減額します。「否」→定期券期間外は改札機を通れません。
	※拾得時の連絡をご希望の場合は連絡先をご記入ください。		
学 校 名			

※通学定期券又はフレックスパルをお求めの際は、学校名を必ずご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は、お申込内容の確認、紛失またはSF（ストアードフェアカード機能によりTOICA乗車券に記録される金銭的価値）のご利用などに伴いご連絡が必要な場合に利用いたします。（TOICA定期券の場合、紛失再発行時などに、当社及びTOICA定期券を発売する他社でご本人確認や必要な連絡をさせていただくために利用いたします。）

このわく内には記入しないでください。
区　　分（義務教育・高等課程・普通職業訓練）
証明書番号（　　）

70×154 上70kg

備考　この様式は、必要に応じ、変更することがある。

別表第４（第35条の２）ＴＯＩＣＡ定期券のＳＦから減額する新幹線自由席特急料金

（円）

	三　島	新富士	静　岡	掛　川	浜　松	豊　橋	三河安城	名古屋
新富士	870							
静　岡	990	870						
掛　川	2,530	990	870					
浜　松	2,530	2,530	990	870				
豊　橋	2,530	2,530	2,530	990	870			
三河安城	3,400	2,530	2,530	2,530	990	870		
名古屋	3,400	3,400	2,530	2,530	2,530	990	870	
岐阜羽島	3,400	3,400	3,400	2,530	2,530	2,530	990	870

別表第５（第 44 条）ＴＯＩＣＡ乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者

鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社、江ノ島電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、株式会社横浜シーサイドライン、京王電鉄株式会社、京成電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、相模鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、湘南モノレール株式会社、新京成電鉄株式会社、西武鉄道株式会社、多摩都市モノレール株式会社、東急電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、東京都交通局、東武鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、箱根登山鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、株式会社舞浜リゾートライン、株式会社ゆりかもめ、横浜高速鉄道株式会社、横浜市交通局、札幌市交通局、東日本旅客鉄道株式会社、仙台空港鉄道株式会社、仙台市交通局、埼玉新都市交通株式会社、伊豆急行株式会社、富士急行株式会社、沖縄都市モノレール、東京モノレール株式会社、東京臨海高速鉄道株式会社、名古屋市交通局、名古屋臨海高速鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、豊橋鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社、愛知環状鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、大阪高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸市交通局、近畿日本鉄道株式会社、京都市交通局、静岡鉄道株式会社、水間鉄道株式会社、京福電気鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、山陽電気鉄道株式会社、神戸新交通株式会社、阪堺電気軌道株式会社、神戸電鉄株式会社、北神急行電鉄株式会社、叡山電鉄株式会社、岡山電気軌道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、高松琴平電気鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、ＩＲいしかわ鉄道株式会社、福岡市交通局、西日本鉄道株式会社、熊本市交通局、筑豊電気鉄道株式会社、函館市企業局、松浦鉄道株式会社、長崎電気軌道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、北九州高速鉄道株式会社、熊本電気鉄道株式会社
バス事業者	イーグルバス株式会社、伊豆箱根バス株式会社、株式会社江ノ電バス、小田急バス株式会社、小田急シティバス株式会社、神奈川中央交通株式会社、神奈川中央交通東株式会社、神奈川中央交通西株式会社、川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス株式会社、関越交通株式会社、関東鉄道株式会社、関鉄観光株式会社、関鉄グリーンバス株式会社、関鉄パープルバス株式会社、関東バス株式会社、京王電鉄バス株式会社、京王バス東株式会社、京王バス南株式会社、京王バス中央株式会社、京王バス小金井株式会社、京成バス株式会社、成田空港交通株式会社、千葉中央バス株式会社、千葉海浜交通株式会社、千葉内陸バス株式会社、東京ベイシティ交通株式会社、ちば

	フラワーバス株式会社、ちばレインボーバス株式会社、ちばシティバス株式会社、ちばグリーンバス株式会社、京成タウンバス株式会社、京成トランジットバス株式会社、京成バスシステム株式会社、京浜急行バス株式会社、国際興業株式会社、小湊鉄道株式会社、相鉄バス株式会社、西武バス株式会社、西武観光バス株式会社、立川バス株式会社、千葉交通株式会社、京成タクシー成田株式会社、東急バス株式会社、株式会社東急トランセ、東京都交通局、東京空港交通株式会社、株式会社リムジン・パッセンジャーサービス、東武バスセントラル株式会社、東武バスウエスト株式会社、東武バスイースト株式会社、東武バス日光株式会社、朝日自動車株式会社、茨城急行自動車株式会社、国際十王交通株式会社、川越観光自動車株式会社、阪東自動車株式会社、東洋バス株式会社、千葉シーサイドバス株式会社、西東京バス株式会社、日東交通株式会社、館山日東バス株式会社、鴨川日東バス株式会社、箱根登山バス株式会社、小田急箱根高速バス株式会社、日立自動車交通株式会社、富士急行株式会社、株式会社フジエクスプレス、富士急湘南バス株式会社、富士急山梨バス株式会社、富士急シティバス株式会社、富士急静岡バス株式会社、船橋新京成バス株式会社、松戸新京成バス株式会社、平和交通株式会社、あすか交通株式会社、西岬観光株式会社、山梨交通株式会社、横浜市交通局、横浜交通開発株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、ジェイ・アール北海道バス株式会社、株式会社じょうてつ、北海道中央バス株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、新潟交通株式会社、仙台市交通局、宮城交通株式会社、ジェイアールバステック株式会社、新潟交通観光バス株式会社、株式会社ミヤコーバス、越後交通株式会社、頚城自動車株式会社、アイ・ケーアライアンス株式会社、泉観光バス株式会社、ジェイアールバス東北株式会社、岩手県交通株式会社、名古屋市交通局、名古屋ガイドウェイバス株式会社、名鉄バス株式会社、豊栄交通株式会社、株式会社オーワ、京都市交通局、水間鉄道株式会社、しずてつジャストライン株式会社、南海バス株式会社、南海ウイングバス金岡株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、近鉄バス株式会社、高槻市交通部、京都バス株式会社、神姫バス株式会社、神姫ゾーンバス株式会社、神姫グリーンバス株式会社、株式会社ウエスト神姫、阪急バス株式会社、阪急田園バス株式会社、神鉄バス株式会社、大阪空港交通株式会社、奈良交通株式会社、エヌシーバス株式会社、京阪バス株式会社、京阪京都交通株式会社、京都京阪バス株式会社、江若交通株式会社、阪神バス株式会社、尼崎交通事業振興株式会社、南海ウイングバス南部株式会社、三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社、三重急行自動車株式会社、八風バス株式会社、本四海峡バス株式会社、神戸市交通局、神戸交通振興

	株式会社、岡山電気軌道株式会社、両備ホールディングス株式会社、下津井電鉄株式会社、中鉄バス株式会社、関西空港交通株式会社、大阪シティバス株式会社、エイチ・ディー西広島株式会社、瀬戸内海汽船株式会社、宮島松大汽船株式会社、広島観光株式会社、ＪＲ西日本宮島フェリー株式会社、瀬戸内産交株式会社、さんようバス株式会社、有限会社なべタクシー、富士交通株式会社、有限会社野呂山タクシー、朝日交通株式会社、有限会社東和交通、呉交通株式会社、有限会社倉橋交通、いわくにバス株式会社、広島バス株式会社、広島交通株式会社、広交観光株式会社、芸陽バス株式会社、備北交通株式会社、中国ジェイアールバス株式会社、石見交通株式会社、鞆鉄道株式会社、株式会社フォーブル、株式会社中国バス、株式会社井笠バスカンパニー、有限会社君田交通、ことでんバス株式会社、江田島バス株式会社、西日本鉄道株式会社、西鉄バス北九州株式会社、西鉄バス佐賀株式会社、西鉄バス久留米株式会社、西鉄バス筑豊株式会社、西鉄バス大牟田株式会社、西鉄バス宗像株式会社、西鉄バス二日市株式会社、日田バス株式会社、昭和自動車株式会社、大分交通株式会社、大分バス株式会社、亀の井バス株式会社、ＪＲ九州バス株式会社、宮崎交通株式会社、佐賀市交通局、函館バス株式会社、祐徳自動車株式会社、九州急行バス株式会社、九州産交バス株式会社、産交バス株式会社、熊本電気鉄道株式会社、熊本バス株式会社、熊本都市バス株式会社、長崎自動車株式会社、さいかい交通株式会社

別表第６（第 47 条）ＴＯＩＣＡ乗車券を発売する他社

会社名
愛知環状鉄道株式会社